
第4章 公共施設等の老朽化対策(国の動向)

1 インフラ長寿命化基本計画の決定

高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が進行している現状を受けて、政府は、平成 25 年 11 月 29 日に開催された「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、「インフラ長寿命化基本計画」を決定しました。

これにより、地方公共団体には、平成 28 年度頃までに、自らが管理・所管するインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を、また、平成 32 年度頃までに、個別施設毎の具体の対応方針を定める「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を策定することが求められることとなり、国や地方公共団体等が一丸となって、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することとされました。

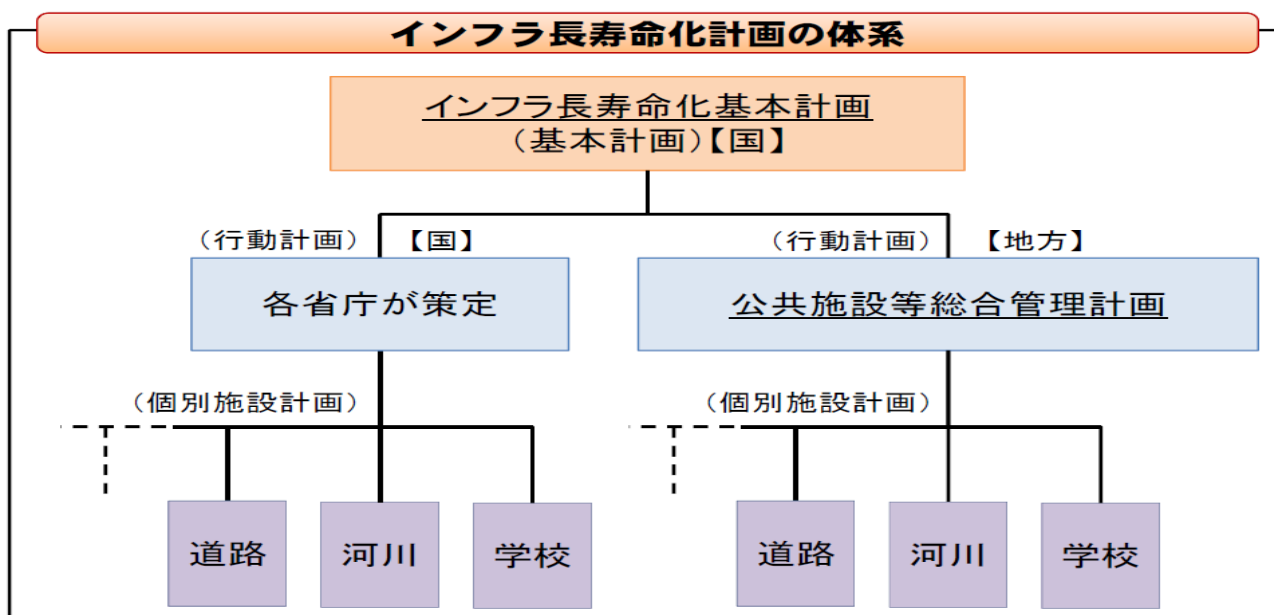
2 公共施設等総合管理計画の策定要請

政府の「インフラ長寿命化基本計画」を受けて、平成 26 年 4 月 22 日には、総務省が各地方公共団体に対し、所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて総合的かつ計画的に管理する計画として「公共施設等総合管理計画」を策定することを要請しました。

また、計画策定の要請と併せて、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示され、「公共施設等の現状及び将来の見通し」、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」、「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」等を盛り込みながら、計画策定に取り組むことが適当との考え方が提示されています。

なお、総務省は、前述の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」のうち、地方公共団体が策定するものを「公共施設等総合管理計画」と位置付けており、両者を一体のものとして策定することとしています。

【図表 4-1】インフラ長寿命化計画の体系



3 国の取組みと本書の関係

本書は、第1章において区有施設の現況を掲載し、第2章及び第3章において、施設更新にかかる費用の推計や、人口・財政状況等の区を取り巻く環境の現状分析・将来予測を行い、これらを踏まえ、今後の区有施設整備にあたっての基本的な考え方を定めており、道路インフラ等（道路や橋梁、公園等）を除く、公共施設分野における「インフラ長寿命化基本計画（行動計画）」及び「公共施設等総合管理計画」に当たるものです。

公共施設については、今後、平成32年度頃までに策定することが求められている「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」に相当する「施設保全計画」を取りまとめていきます。

道路インフラ等については、各インフラにより、耐用年数や維持管理の方法等が異なること、また、インフラによっては、更新に際して、国や東京都などの関係機関との協議が必要となることなどから、別途、基本的な考え方や保全計画を取りまとめていく必要があります。

なお、道路ストックについては、平成26年度～平成27年度までの2か年で、特別区道を中心に、総点検を実施する予定であり、点検結果を踏まえつつ、国が求める「インフラ長寿命化計画（行動計画）」及び「公共施設等総合管理計画」と整合を図りながら、今後の適正な維持管理や計画的な補修に向けての基本的な考え方・保全計画を策定していきます。

[参考] 道路インフラ等の現況

○概要（平成25年4月1日現在）

種別	延長・箇所数等	面積
特別区道	228,526m	1,784,371 m ²
橋梁	100.5m	4,308 m ²
自動車・自動二輪車駐車場	3か所	26,250.59 m ²
公遊園・運動公園	73園	215,548.719 m ²
公衆トイレ	26か所	317.79 m ²

○管理運営経費の状況

種別	平成24年度決算額
特別区道	483,662,579円
橋梁	3,102,854円
自動車・自動二輪車駐車場	198,042,041円
公遊園・運動公園	332,619,762円
公衆トイレ	20,320,161円

※各インフラの維持管理事業の決算額に基づき集計